

第二十八回 参議院法務委員会會議録第十三号

昭和三十三年三月六日(木曜日)午後一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君

理事 大川 光三君

一松 定吉君

棚橋 小虎君

宮城タマヨ君

秋山俊一郎君

大谷 鑿潤君

齋藤 昇君

龜田 得治君

辻 武壽君

政府委員

法務政務次官 横川 信夫君

法務省民事局長 平賀 健太君

事務局側

常任委員 西村 高見君

会専門員

参考人 法学博士 水島 広雄君

東京大学法 加藤 一郎君

学部教授 竹俣 高敏君

日本興業銀行取 山口 貞一君

締役総務部長 八幡製鉄株式会 社常務取締役

○企業担保法案(内閣提出) 本日の會議に付した案件

○委員長(青山正一君) 本日の委員会を開会いたします。

企業担保法案を議題といたします。本日は、これにつきまして、参考人の

方々から御意見をお伺いいたしたいと存じます。申し上げるまでもなく、同法案の内容となっており、企業担保制度は金融の取引の上におきまして画期的な立法でございまして、企業担保権の発行手続等、法律解釈上の重要な事項はもとより、適用企業の種類、担保権の対象物、債権の範囲等、幾多の基本的な問題を含んでおりますので、経済界に与える影響も大きいことと存じます。本日は、これらの問題につきまして、権威者の方々から、また、金融、産業界の代表の方々から十分な御意見を伺いまして、当委員会の審査の資とすることにいたしたいと存じます。

参考人の方々におかれましては、日ごろ御多忙中にもかかわらず、当委員会の意を了とせられまして御出席いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

それではこれより御意見を伺いたいと思っております。企業担保法案に つきまして、それぞれのお立場から御自由にお話ししていただきたいと存じます。なお、時間の関係もござい ますので、お一人三十分程度にお願いいた したいと存じます。また、委員の方々に 申し上げますが、質疑は、参考人の 方々のお話が全部終了してから承わ ることといたしたいと存じますので、こ の点御了承願いたいと存じます。そ れでは最初に水島広雄君からお願ひ いたします。

〔速記中止〕

○委員長(青山正一君) 速記を始め

○参考人(水島広雄君) それでは、た だいま委員長に重ねて念を押させてい ただきまして、この法案の主として学 問的な部分ということに回答を制限さ していただきましたので、これから若 干私の意見を申し上げることにいたし ます。

ただいま委員長のお話の通り、この 企業担保法案は、わが国の法制史上ま さに画期的のものであります。従っ て、経済界に及ぼす影響もまた少から ざるものがあると思われれますが、私は なぜこれが画期的であるかという点か ら、この法案についてイギリスの母法 を若干お話しさせていただきます。比較考 証しまして、この法案の結論に対する 意見を述べさせていただきますと思いま す。

まず、今までわが国の債権の担保とい うものは大陸法系のドイツ、フラン スの確定主義、いわゆる物が確定しな ければ担保にならぬというふうな、こゝ 通常觀念の物一権主義をとって 参ったのであります。これは明治三十 八年から、日本の日露戦争が終つて、 もう日本が大體産業の興隆を目ざした と時から、こういうような担保物の確 定主義が債権の担保となつて集合物の 形をとつて採択してきていたのであり ますが、自來明治三十八年から今日半 世紀がたつてもまだこういうふうな非 常にプリミティブな法律でやってきて

いるわけでありまして、一方産業がだ んだん発達して、その中には信用 度の高い産業会社も出て参りました。 そこで、こういうふうな会社にとりま して、今までのような非常に古いプリ ミティブなああいう物一権主義と申 しますか、一々物について登記をして あるいはそれが担保からはずれる場合 も債権者の承諾を要し、また、これに も登記を要するというような煩瑣な手 続を果して必要とするであらうかどう かというふうな反省期に法律の面でも 到着したように思われるのでありま す。ところが、一方諸外国の例を見ま すと、すでにドイツにおきましても、 第一次大戦後の賠償問題については、 こういうふうなすべての財産に対して 担保権を及ぼすというふうなことが見 られたのでありまして、皆さん御承知の 通り、これは例のドーズ案、それにつ いてはすべてのものが担保になるとい うようなことで、例のロンドン条約に おいてもこういう傾向が見られたので あります。一方、最もこういう古い法 律を固執する国であるドイツにおき ましたも、こういうふうな行き詰った 觀念について、集合動産担保でさえ も認めようとするような傾向がもう相 当前からあつたわけでありまして、皆 さん御承知の通り、例のドイツの帝國 議會のカイナート議員が二十一名をひ きいてああいう画期的な集合動産担 保制度というふうなものを提唱しまし て、その議員は破れましたけれども、 国会ではその一部をとつております。

そして日本でもこの影響がありまし て、製造中の船舶の抵当というふうな 形になつて、日本でもそういう立法を 見たのであります。これはドイツのこ とでありまして、ひるがえつて英米に おきましても、やはりこういう担保物 を固定しないというふうな考え方が盛 んでありまして、この法案のもとと なつてはイギリス、これについて申 し上げますという、御承知の通り、こ れは担保物が浮動しておりました、そ れは会社に一定の信用を与えて、担保 物を浮動させた以上、会社が営業能力 がなくなる。たとえば会社が企業を停 止してしまふとか、あるいは履行遅滞 に陥つたとかいふような場合には、こ れを固定させまして、ものと担保いわゆ る固定担保に変更する。それまでは、 もう会社に信用を与えた以上、また、 会社もそれにこたえる以上、経営の通 常の過程に従つて自由に物を処分して もいいんじゃないか。そうすれば産業 側でも非常な手続の簡素化にもなり、 また、担保物がそれだけ広く含まれま すから、それだけ信用をたくさん受け ることができる、こういうふうな利点 がありまして、イギリスでは一八七〇 年以来社債について盛んに用いられて いるのであります。そうしまして社債 のほか、特殊の例外もありますが、主 として社債でやっております。アメ リカにもこれに似た制度があるのであ ります。プランケット・モーゲージと 申しまして、アメリカの学者は、イギ リスのプロモーティング・チャージと酷

どもかかるということをございまして、その点で何かこれを簡素化する必要があるのではないかと。それと同時に、財団抵当におきましては、現在、多分七種類くらいの財団抵当があると存じますが、いずれにいたしまして、その事業の範囲が限定されております。たとえ工業財団、鉄道財団というふうに限定されている、で、事業の範囲を拡張すれば、これを一般化するにできませんけれども、それはなかなか今の財団抵当の拡充ということでは技術的に困難な点もある、そこで一般的に、企業全体を担保に出来るような道を開いた方が便宜ではなからうか、そういうつまり現在の財団抵当の簡素化という点、それからその一般化という点が、一つの出発点であったと思われらるべきであります。

さらにその点に関連いたしましたして、現在いわゆるゼネラル・モーゲージという制度が、たとえば日鉄廃止法の付則であるとか、あるいは公益事業令における電気事業会社であるとか、そういうものについて認められており、このゼネラル・モーゲージ、いわゆる契約における先取特権、一般先取特権というふうな性質のものだと思えますが、これがそういう根本的な法律で行われている、それを何か一般化したらいいのではなからうか、特に日鉄廃止法などが、今その限りで生き残っているというの、技術的に何かしな点もあるし、その期限ももう切れそうになっている、そういう点、あわせてこの問題を考える出発点の一つだと思われま。

次に第二点といたしましては、その場合に、ただ技術的に簡単な方法を作

るといふことだけでなしに、実質的に見まして会社の総財産をつかまえるということが、意味があるのではないかと。これは今、水島さんも御説明になりましたが、たとえばイギリスのフローティング・チャージのように、会社の総財産をつかまえるといふと、その担保価値を十分に把握することができないのではないかと、現在の財団抵当も、そういう趣旨から一応出発しておる、個々に分解すれば、価値の少ないものでありまして、それをまとめて一つの企業体として見れば、それにプラス・アルファの価値が出てくる、そういうことから出てきておるわけですが、それが会社の総財産を企業として、実体としてつかまえるということになれば、実質上も非常に意味のあることである、そういう点が考えられたわけだと思われま。

なおそれに関連いたしましたして、現在中小企業においては十分な担保制度というものが、ない。で、その点にも、できればこの制度を及ぼしてはどうかという考え方もあったようでありま。ただこの点は、非常に困難が伴います、企業担保のような、比較的効力の弱い担保制度を使うということになりますと、やはり信用力の高い株式会社のようなものでなければ困るのではなからうか。そこで、さしたることは中小企業にまで押し及ぼすということは、今の法案では実現されておる、けれども、そういうことも一つの考慮として、出発点の中には考えられていた点だと思われま。

で、今申しました二つの点一つは、第一に、財団抵当の欠陥を補う、それから第二には、会社の総財産を一体

として把握する、この二つの点が、この法案のねらいといつていいと思われま。

そこで次に、第二段といたしまして、この法案の内容に入つて考えたいと存じま。

まず第一には、企業担保権の設定の問題であります。この設定に關して、その中の第一の問題は、企業担保を設定し得るものを何にするか、現在の法案では、それを株式会社に限っております。この点につきましては、もつとそれを一般化してもいいのではないかと。中小企業に押し及ぼすべきだといふ考え方があつると同時に、他方では、信用力の高い会社でなければ困る、資本金が何億とかいふような大会社に限るべきではないかといふ議論もあつたようでありま。で、確かに高度の信用力があるものでなければ困るという点をございまして、まあその点で株式会社といふような、いわば企業の客観性の強いものにこれを限定する、で、株式会社になれば、その財産関係、総財産の範囲というふうなものも比較的明確である、そういう意味でこの法案は株式会社に限つておるわけでありま。

社の中で部類を分けるということ、非常に困難であると思われま。現在のうちに株式会社に限つたこと、でいいのではないかと思つておる。

次に、設定についての第二の問題は、被担保債権の範囲でございます。

この点は、現在の法案によりますと、社債に限られておる。社債ということ、結局それが担保附社債の形になりまして、企業担保のついた社債が、担保附社債信託法によつて出されるということでありま。で、そのほかに、一定の範囲の借入金というものを被担保債権にすることを認めるかが問題になるわけでありま。で、最初に出ました民事局参事官室試案によりますと、一定の範囲の借入金も入るといふような法案も作られておる。しかし、その点を考えてみますと、一つは、一般の借入金に企業担保がつけられるということになりますと、そこで担保価値が一応全面的に把握されるおそれがある。そうすると、他方の、企業担保を持たない一般債権者というものは非常に不利な立場に立つことになりま。たとえば、高利貸しが企業担保を取つてしまふと、ほかの一般債権者は非常に困る。で、企業担保を考へます場合には、企業担保をとる方の有利なこと、も考へなければなりません。逆にそれによつて不利な立場になる一般債権者ということも考へる必要がある。そういう意味で一般の借入金につけることは非常に問題であります。で、この法案では、結局日本開發銀行の一定の融資についてだけ附則の二項で例外を設けて、そのほかには借入金を

被担保債権としないことにしております。

まあそのほか、借入金につけるとなると、この企業担保がつかなければ金を貸さない、安心できないから金を貸さないといふようなことになつて、無担保貸付といふものが非常に少なくなるんじゃないか、そうして金融界を混乱させるんじゃないかという考慮もあると思われま。また、それを社債に限るといふ点においては、社債は長期の資金であつて、一般大衆というものが相手になつておる、そういう意味で一種の公益性といひますか、そういうものもある、社債に限るといふことには理論的な意義といふものも認められるのではないかと、まあそういうふうな考えられますので、社債に限るといふことにも私は賛成でございます。

こまかい点は省略いたしましたして、今の設定に關して、大きい第二の問題といたしまして、担保の目的の範囲がどこまで及ぶかという点でございます。この点は、法案の二条におきまして「現に会社に属する総財産」といふ表現を使つておられて、新しく設定後に会社の財産に属したものは当然担保の範囲に入る、逆に、出たものには及ばないといふことになつておる。つまり、その意味で財産の範囲が浮動するわけでありまして、浮動担保、あるいは英語でいうフローティング・チャージといふような言葉がそこに当てはまるわけでありま。結局、そのときどきの状態において担保価値を把握していく、それが確定するの最後の実行段階に入つた差し押えのときでありまして、結局最後には、差し押え

のときの現存財産というものによつて担保されるといふ形になるわけです。この点で問題になりますのは、会社から出ていった財産に追及力を認めるべきかどうかという点でございます。たとえば、その会社の最も中心となるような工場、あるいはその中の非常に重要な機械というようなものをよそに売られてしまつては困る。そこで、そういう重要財産については、何か処分を制限する道が必要ではないかということが、これは金融機関の方から要望された点であります。この点においては、かりに追及力を持たせるといふことになりますと、それを会社登記簿だけに登記したのでは不十分である、やはり個々の財産に登記をしまして、公示をしておかないと、取引をした相手方が、あとになって、あれは処分が制限されていたということでは困るわけであります。従つて、もし追及力を認めるとなれば、やはり個々の登記をする必要があるだろう。そういたしますと、現在の財団抵当、あるいはその他の特定担保と結局ダブることになります。つまり、企業全体に企業担保をつけると同時に、個々の財産についても特定担保がついたのと同じような形になるわけでありまして、もう、それをやりたければ、特定担保と併用すればできるわけでございます。もつとも、特定担保と別々にやるのは厄介だから、これを一緒にして企業担保という形にして、両方の効果を持たせた方が便利じゃないかという議論もあつたやうであります。しかし、それは、本来は特定担保の持つべき機能でありまして、それを一緒にすると、またこの会社の重要な財産を全部書き上げて、以

前の財団抵当のように、やはり複雑な手續をとるようになるのではないかと。また、企業担保の性質からして、そういう特定担保的な機能をあわせて持たせるのはすつきりしないのではなからうか。で、やはり企業担保は企業の総財産をとらえるということですから、させまして、特に必要がある場合には、そういう特定担保を併用する道で十分ではないか。それがまた、企業担保をその性質に従つて働かせるということにもなるのではないかと思われます。まあその点で、確かに財産を処分されると不安だという点は残るかと思われます。しかし、先ほどのように、設定者は信用力の高い株式会社に限る、しかも被担保債権は社債に限つておりますから、株式会社の中でも特に信用度の高いものでなければ實際問題としては企業担保がつかないわけであります。で、理論的に申せば、社債を発行することは、株式会社ならどれでもできるわけでありますけれども、その引き受け手がございせんから、結局大きな信用力のあるものに限られる、さうだとすれば、何も一々の個々の財産を企業担保でしる必要もないのではないか。かりに押えるとするならば、それは物権的な効力を持ち追及力を持つものでなくとも、債権的な特約で十分ではないか。現在でもいわゆるネガティブ・クローズという形で、債権的に処分禁止の特約をして、よそに売つたときには期限の利益を喪失するといふようなことが行われておるやうでありまして、そういうことで制限すれば十分ではないか。そういうことで以前の試案には、重要な財産の処分制限の

この法案ではその点をすつきりさせまして、特定財産とは関係ないといふことになつております。この点は私は企業担保の性質からして賛成でございます。目的の範囲についての次の問題は、いわゆるのれん代といふような無形の利益がそこに入つてくるかどうかという問題であります。確かに企業として活動しておりますと、個々の財産をアラスした以上の無形の利益といふものがここに生じてくる。で、この企業担保の利点の一つとして、そういうのれん代まで範囲に入れることができるのだといふことがあげられております。しかし、この点は、法律的に把握するのは非常に困難な点でありまして、たとえば実際に競売をいたしたときに、それを幾らに評価するかといふようなことは非常にむづかしい。また、形のあるようなものでもありまして、それを法律的に把握することは非常に困難であります。この点も以前の試案におきましては、営業に付随する一切の経済上の利益といふような表現で、それを含むような形がとられていたのであります。これは法的には非常にむづかしい問題でございます。今度の法案からはそういう表現は抜けております。しかし、これは企業を一体としてかりに処分をするといふような場合には、当然事實上考慮されてくる問題でございます。法律的には形の上に見られていなくても、実際問題としてはそういうものも考慮されてくるだろうと思われれるのであります。

次に、内容の大きな第三の問題といたしまして、企業担保権の効力をどうすべきかということがございます。この点では、まず第一に、この法律で総財産を清算するときに優先権を持つといふ形がとられております。法案の二条二項におきましては、個々の強制執行、競売といふような場合には、これは優先権がない。もしそこに優先権を持たせるとなると、他の一般債権者は全然そこから配当を受けられない。巨額の企業担保が優先してきますから、一般債権者が取れないことになります。この点は当然のことだろうと思われます。たとえば、会社が破産したとか、あるいはみずから社債権者が総財産についての企業担保を実行するとかいふ場合に優先権を持つことなるわけでは。

その第二に、実体的な内容、この効力といたしましては、まず一般債権者に優先するといふことが二条一項に書かれております。この点は企業担保権を設ける以上、一般債権者に優先させることは当然のことでありますけれども、しかし、弱小一般債権者を害することはないかといふ点は、やはり常に考える必要がある。その点で先ほどのように、一般の借入金はこれで担保することができない、社債に限定するといふ方法がとられたのであります。その点は先ほども申しましたように賛成であります。そのように一般債権者には優先いたしますが、逆に他の担保権者には負けるという形になっております。六条、七条あたりであります。そういったまゝとしまして、その担保権につけられたまゝとしまして、企業担保に負けることになりまして、企業担保といつてもまあ大して大きな効力を持たないのじゃないかといふ問題が逆に出て参ります。たとえば、担保つきの社債といふので安心して買つてみたところが、実は企業担保といつてもそれほど効力の強いものではなかつた、そういう意味で一般の債権者を害することがないかといふ心配もあるわけでございます。

このように、つまり一方では一般債権者を害しないか、他方では効力が弱いために社債権者の信頼を害することがないか、両面からの問題がございまして、企業担保は悪くいたしまして、帯に短かしたすきに長しということになるおそれもあるのであります。その点のまゝ一番妥協点と申しますか、その点のバランスをとりますために、現在のよう一般債権者には優先するが、ほかの担保権者には負けるといふ、比較的弱い効力を持たせている。そして先ほど申しました追及力といふものも認めていないといふような結果になつております。そういたしますと、企業担保といふものも何か一つの気安めなものにすぎないので、それほど期待するほど大きな効力を持つものではないかといふことになるかもしれません。そういう点で、これは契約による一種の一般の先取特権的な働きを持つ、そういう意味で物権と申しましても物権性は非常に弱いといふことになると思われます。もつとも、企業担保相互の間では順位の先の方が優先いたしますから、その意味で一種の排他性といふものも備えておりますし、また、その順位をあとで変更する、譲渡、放棄といふ形で変更するといふ道も開かれております。

以上申しましたのが大体法案の内容の重点だと思われます。最後に、それではこの企業担保をど

を御参考に申し上げてみたいのでござい
ます。御承知のように、イギリスは、わが国におけるような法律制度とはだいぶ違つておるのでございまして、わが国でいうならば、たとえれば物権が非常に重きをなしておる。それに對し債権は非常に弱い。にもかかわらず、イギリスにおいてはその債権が相当程度に強いといったような、そういう法律的な基盤、あるいはそれは登記制度にも現われておるわけにございませうが、そういうような基盤が非常に違つて、それから経済的に考えますと、日本の経済は一般に底が浅いといったような言い方がされますが、イギリスの経済力というものは相当強く、従つて各企業の力といったようなものも根強いというふうな考えられる。従つて、担保力にたよつて金融するというような点は、少くも濟むというふうな事情もあらうかと思ひます。さらに、これは世界的にイギリス人が経済道義に厚い。日本人が経済道義に薄いと申しませんが、かなり、わが国の場合は生き馬の目を抜くような場合がしばしばございしますので、残念ながらイギリス人のそういう経済道義の厚いということを認めざるを得ないと存じます。

それから、これは金融のやり方でございませうが、一社一行主義、一つの会社は一つの銀行を取引先としたておられます。従ひまして、今のようになり、薄弱な担保をつけておきまして、その問題の起こる起き方は少いといふことも言えるのであります。ところが、わが国におきましては、これは資力が少いので、大会社に対して金融をおつけするといふ場合には、一行で

なかなかそのよくするところをなく、いわゆるシンジケートあるいは協同融資というふうなことで、数行ないしは十数行でもって金融をするといふことになりませうので、そこに担保の問題が輻湊いたしております。これが非常に違つておる。それから、会社の借入れ能力、何かポロイニング・パウアーといふのだから、ございませうが、会社の借入れ能力といふものがイギリスにおいては非常に強きりしておる。イギリスの会社は付随定款というもので取締役の行使できます借入れ能力に一定の制限を加えておる。たとえていいますならば、株主総会の事前の同意がない限りは、私込資本を上回つて借入れを行なつてはならないといふ規定をいたしておるのが通例でございませうが、もし取締役がこういうような制限を越えて借入れをしたといったような場合には、権限を越えたものといふことで、これは無効でございませう。貸出人はその貸出金の返済を要求することができません。また、受領いたしました担保自体も無効となるというふうなことでございませう。このように付随定款の面で、従来の債権者、前の債権者は一応の保護を受けておるといったような制度になっておる。従つて、わが国の法律的あるいは社会的、経済的な基盤といふものが非常に違つておる。そういう違つた基盤の上で、初めてこのような企業、英国で申しますとプロテイング・チャージ、浮動担保といふものが発達したのもむべなるかなと思はれるのでございませう。わが国においてこういうふうな

企業担保を作り上げて、それに相当の實際的な期待をかけますならば、今申し上げましたような法律とは別にと申しますか、法律と並んでと申しますか、そういうふうな基盤を作り上げるということが實際には必要であらうかと思ひます。しかもイギリスにおきましては、こういうふうな基盤があるにもかかわらず、現実にこのプロテイング・チャージをつけておられます場合に、単独にプロテイング・チャージだけを付けておるといふことはむしろ例外に属しまして、他の特定担保、フィックス・モーゲージですかを設定した上で、浮動担保とあわせて使つておる、おもにこれは土地でございませうが、土地を特定担保に取り、そのほかを浮動担保でもつて押えて、併用しようといふことをやられておる。しかもさらにその上に、ほかに担保を提供しないと申します。か、いわゆる担保制約款といふものをそれにあわせて使つておる。それから借入れ制限—先ほどは借入れ能力といふ点で申し上げましたが、借り入れ制約款というものを、また、場合によつては関係会社、親会社等の保証を徴しておるといふようなことで、かなり慎重なる態度をもつてこのプロテイング・チャージを適用しておるといふのが実情のようでございます。もちろんわが国にも先ほどお話がございましたように、これに似たような担保制度がございまして、たとえて言うならば、電力会社のゼネラル・モーゲージ、一般担保、あるいは先ほど申し上げました日鉄廃止法によるところのゼネラル・モーゲージといふようなものもございませう。し

かし、これをよく考えてみませうならば、電気関係の法律によつて、電気事業会社は国家の監督その他を受けておる、そのそういう基盤に安心いたしまして、ゼネラル・モーゲージ—一般担保を金融機関がつけて、それに満足しておるわけにございませう。日鉄廃止法にいたしまして、日本製鉄株式会社のときにその重要な財産の移動その他はやはり政府の関与するところであるといったようなことがございませう。それで安んじてございませう担保制度が日本においても行われておつたのでございませう。やはりそういう基盤といつたようなものはないが、しるにはできないのではないかと、こゝ存じます。このように、基盤が現在において、相当違つておる。わが国にこの制度を移し植へまして、外国におけるような効果を期待いたしまして、それはむしろ無理ではないであらうかと存じます。基盤がだいたい日本の場合には弱いのでございませうし、しかもこの法案自身が母法よりもずつとすつきりしておる、理想に過ぎるおるような点から申します。ならば、その実際の適用は英国におけることに現実問題としては相なるのではなからうかと存じます。従ひまして、先ほど来学問的には特に画期的な法律である、これは考え方をいたしましてはまさに画期的な法律であらうかと存じます。が、実行の面から申しますと、あるいは実際の面から申しますならば、この企業担保法によつてわが国の担保制度といふものが非常に伸び、非常に完備されたものになつたんだといふふうな考へるのは少し早まり

過ぎておるのではないであらうかといふふうには私は考へておるのでございませう。従来の財団担保といふものがあまりにも繁雑に過ぎると言われておる。その繁雑さをいかにして除くかといふところに重点が置かれたといふこと、このことはもちろんけつこうなことでございませうが、手続を簡略にするといふことと同時に、担保としての本来の本質的なものがどうも抜けて落ちてしまつておるといふように考へられまして、あまりにも両方が少し極端なものに二つ並んだやうな気がいたします。すなわち、非常に繁雑で重苦しい財団担保といふ一つの制度と、片方は少しすつきり過ぎた、従つてまた、実効が多分に疑われるやうな企業担保といつたやうなもの二つがここに併存するやうな形になりやうである。従つて、そこに大きなギャップがある。このギャップを本来ならば埋めなければならぬ。むしろ私もは国会にそういうものをお認め願ひたいといふふうにお願ひしたわけにございませう。従来はこの企業担保がございませうが、その軽い方の面から言ふならば無担保といふ制度がある。片一方に非常に重い財団担保といふものがございませう。むしろこの間にはそれ以上のギャップがございませう。しかし、このギャップがございませう。はつきりいたしておきまして、はつきりそこにギャップがあるといふことが感ぜられるわけにございませうが、今度の企業担保と財団担保との間のギャップといふものは、そのギャップがギャップとして認識せられないやうなおそれがそこにひそんでおるやうに私には思はれ

るのでございます。なぜかと申しますと、企業担保の内容は、先ほどもお話しが出ましたように、企業全体であるということ、むしろ非常に担保力があるのではないかと、むしろ一応観念できますが、同時に実行段階になりまると、それは急激にやせてほろほろ落ちていってしまつて非常に担保力がないので、むしろ無担保に近いというふうなふうに観念するものが出て参る。従いまして、企業担保に対する担保内容の見方に非常な幅がございまして、私に言わせれば、相当のギャップが財団担保との間にありながら、現実の一般社会ではそのギャップがないかのごとくに感ぜられ、従つて、本来ならば企業担保では必ずかしは、その金融を無理に企業担保によつてとり行いたいという意欲を引き出すといひますか、そういうものを誘発するおそれがあるというふうには存じません。まあしかし、このように申し上げても、わが国もかりに経済的な底が浅い、底力が少いとは申しながら、わが国といへども近代的工業国家になつておりました、信用力のきわめて大なる企業も幾つか存在するといふことは当然でございます。従いまして、この非常に高度な信用力のあるところの企業に対して一律に財団担保をしいるといふことは、これはむしろ重きに失するといふか、酷に失するといふこともあるのは当然でございます。従つて、その限りにおいて企業担保がよさを発揮するということは私どもも十分認めておるわけでございますが、ただここで申し上げたいことは、その適用し得る範囲が現実問題として残念ながらきわめて小さい。適用範囲があまり

り広くないというふうに感ぜざるを得ないわけでございます。この法律案によりまると、社債の担保ということに限定されておるわけでございますが、わが国の経済的な観点から、金融的な秩序というふうな観点から社債優先、不特定多数の社債権者を保護する、そういうふうな観点から、社債の担保をむしろ優先し、社債の担保は侵さないということを建前にいたしております。従いまして、企業担保つきで発行された社債、そういう会社に對しましては、一般の銀行は担保を取つて金を貸すということにいたしますと、貸出しに担保を取りましますと、当然これは従来の担保を取ることになりますので、従つて企業担保がつかつておられます社債を侵すことになりません。従つて無担保で融資をするということに相なります。裏返して申しますならば、無担保貸しができる程度に信用度の高い会社にして初めて企業担保附社債といふものがつけ得るといふように相なるかと存じます。

以上のように、適用範囲もあまり広くございませぬし、それに十分の期待が、一般法ではございませぬが、期待しにくいので、私が考えますには、わが国の担保制度の改善のむしろ本筋をいったようなものは、財団担保の簡素化、合理化といったようなことにより多くのものがあるのではないかと存じます。もし現在のままでございませぬ担保の適用範囲を無理に広げるといふようなことをいたしますと、信用制度がむしろ破壊されてしまつと、結局担保権の実行のときに期待したようなこと

とが裏切られますので、その貸借関係が非常にまづい形になり、それが尾を引きまして、その後の信用取引といたつたようなものを阻害するということに相なるかと存じます。かつて社債浄化運動というふうなことが行われまして、担保附社債に原則としてするといふようなことが行われましても、その前に無担保社債といふものが出て、しかもそれがそれぞれ破綻をいたしまして、社債権者に不測の損害を及ぼし、ひいては信用取引全体にまづさを及ぼしたということのために、社債浄化運動といふことによつて担保附社債が原則になつたのでございませぬが、こういふことをやはり私は想起せざるを得ないわけでございます。まあこのういふようなことは、金融業者自身が大いに心すべきことではございませぬが、同時に、資金をお借り入れになられまする産業会社側も、当面の手續の安易さといつたようなことだけににとらわれになりませぬで、むしろ長い目で健全な信用制度の確立ということに御協力いただければ、非常に幸いではないかと存じます。

そこで、最後に締めくくりのようなことを申し上げるならば、本法案に對しまして、私は率直に申し上げまして、もう手を上げて非常にいいものだからといって賛成申し上げる気には残念ながらなりません。むしろ、担保制度といつたしましては、實際上の効果が少な過ぎるようになつておるし、適用のいかんによりましては、先ほどのギャップをギャップと感ぜないといつたようなことから、場合によつては弊害さえ出るようなこともおもんばかられますので、そういうことも心

配されるわけでございますが、わが国における一部の特に高度なる信用力のある企業にとつては財団担保よりまざるということ、このこと自身もまた否定することはできない事実でございます。従つて、その限りにございませぬが、本法案の意味があるのであらう、このように限定して考へておるわけでございます。

○委員長(青山正一君) どうもありがとうございます。次に、産業界の八幡製鉄株式会社常務取締役山口貞一君にお願いいたします。

○参考人(山口貞一君) 山口でございます。御指名によりまして、産業界の一部に籍を置いております一員といたしまして、主として産業側から見まして、この法案に對する所見の一端を述べさせていただきますと存じます。すでに御三方それぞれから御発言がございまして、私がおしゃべりしようと思つた趣旨の一部にも、若干重複する点もあるかと存じますが、お聞き流しくださいと思つておきます。

在来、産業金融、特に産業長期金融の担保の制度といたしまして、非常に広く利用せられておりますのは、先ほど来話が出ております財団担保制度でございますが、この制度を實際に利用いたします産業の側から申しますと、必ずしも十分な法制ではありませぬで、いろいろな面における欠点を見出すことができると思つてございませぬ。特に、企業のうちでもある程度以上の規模に達しまして、設備の内容が非常に複雑化して参つたといふものにつきまして、その短所と申しますか、欠点を

痛感せられる次第でございます。まず第一番に、財団担保制度は、これを利用いたしますにつきまして、これも先ほど米一部お話がございましたが、その手数料が非常に繁雑である。従つてまた、多額の費用を要するといふことがあるわけでございます。まず、手續の点から申してみますと、財団を組成いたしますにつきましては、財団の内容をなしております物件、それぞれ登記、登録を要するものにつきましては、全部登記済みでなければいけません、こういうことが、まづ必要になつて参りますわけでございます。ところが、まあ小さい会社は別といたしまして、相当な規模に達した大会社、大工場につきましては、実情を申し上げますと、工場の建物その他の不動産につきましては、これを売却いたしますと、あるいは特定担保を設定いたしますとか、あるいは必要なもので追われませぬ限りは、建設が完了いたしましたから直ちに保存登記をするといふことはむしろ少いわけでございます。従つて、多くは未登記のままで、その必要があるまで放置しておくといふことが、いい悪いは別問題といたしまして、実情に相なつておるわけでございます。財団を組成いたしますためには、まずこれらに保存登記を全部完了しなければならぬといつたことに相なります。

次に、財団目録といふものを作りまして、非常に詳細な内容を羅列いたしました目録を作成いたしますわけですが、この目録に記載いたします物件は、登記の制度のあるものにつきましては、必ず現状と登記簿面が一致していなければいけません、これが絶対

的の要請に相なっております。ところが、実情から申し上げてみますと、登記簿面と現況というものは必ずしも一致していません。一致してない場合の方が相当多いというに相なりますので、財団を組成いたしますためには、まず登記簿面を現状に合うように表示の変更登記をしてからでなければ財団を組成できないと、こういうふうなことになる。そういうふうなことが確認せられなければ財団目録はできないわけでありまして、すでに財団を組成いたしました、その後に、その内容について変更が起つて参りましたときには、これは、登記制度のあるものにつきましては、一々そのつど登記の変更をいたしました、実情に合うように運んでいかなければならないというところでございまして、これがなかなか、私も経験がございせんが、経験のある会社につきましては、聞くところによりますと、相当複雑なことに相なっております。企業が生きて活動して参ります限りは、固定設備の内容についても刻々変化いたして参りますことは、むしろ当然のことでございます。そのつど一々こういういた繁雑な手続をしなければならぬというところが、組成後においても起つて参るわけでございます。

若干具体的に申し上げますと、少し旧聞に属するわけですが、昭和二十五年ごろに、通産省で、その年度に社債を発行いたします三十社について、財団組成に要した日数と申しますか、期間の調査をせられたようでありまして、その結果を伺いますところによりますと、大体三カ月ない

し六カ月をこの財団組成だけに必要とするというものが最も多い、これに次いで一年以上も要するというものも相当ある、こういうことに相なっております。さらに、ちょうどその時分に、経団連におきまして同じような調査をせられたようでございますが、この結果も大体似たり寄つたりなもので、六カ月内外を要するというのが普通であるといえますか、最も多い、これに次いで一年以上を要するものも相当ある、まあこういうことになつております。いささか手前の方のことになります。私どもの会社で、現状に依つてかりに全工場に財団を組成いたしました、これに抵当権を設定するとなれば、大体どれくらい期間を要するかと、これはまあ自信のある数字ではないかもしれませんが、大体事務当局で推算いたしましたところでは、延べ人員で約五万人ぐらゐ、期間といたしまして一年半ぐらゐは必要だ、まあこういうことを申しております。まあこれらから推察いたしたとしても、いかに財団を組成すること自体が相当な繁雑な手続を要するのだというところの御推察がつかぬのじやないかと思つて、さらに組成した後も、毎年と申しますか、刻々その内容の変化に対しても、いろいろな繁雑な手続を要請せられておる、こういうことに相なっております。

次に、これから御想像がつかうかと思つて、財団を組成して抵当権を設定いたしますためには、小さいものは別といたしまして、相当規模以上のものに相なりますと、多額の費用を要するといふことでございます。第一に、今申し上げました未登記の不

動産を保存登記をしなければならぬというところが必要になってくるわけでありまして、これがためには、登記税といたしまして、財産価額の千分の六であります。かりに百億円の登記税だけでも必要だ。かりに百億円の保存登記をしますといたしますと、六千万円の登記税を払わなければならぬ。それから、財団ができ上りまして、これに抵当権を設定いたしますためには、債権額に依つてこれまた登記税を必要といたすわけでございまして、これが千分の一・五、かりに債権額が二百億円であると仮定いたしますれば、三千万円の登記税を必要とする。これはまあ税金の面ではつきり計算のつくものでございますが、財団組成、財団目録を作成いたします過程における人件費あるいは物件費といったものにつきましては、ちよつと推算いたしまして基礎がないわけでございますが、これもなかなか軽視できない数字に上るのではないと思つて、これも私どもの数字は、ほんの御参考のためでございますが、最近一応そろばんを置かしてみました数字をここで御披露申し上げますと、弊社の先ほど申しました全体の工場財団を設定するための推算で、債権額は、現在の長期借入金金が社債を含めて約二百七十億ありますから、これを大体標準といたしまして、未登記の建物の保存登記をいたすために五千四百万円、それから財団に対して二百七十億の抵当権を設定する登記料が約四千万円、それから人件費は先ほどのような計算にいたしまして七千五百万円、その他に消耗品

あるいは図面の作成等の物件費と申

ますか、諸雑費として約三百万円、合計いたしまして一億七千二百万円ばかりが必要だ、こういう計算になります。それから、そのほかに、これは私どもの会社だけの特異の例かとも存じませんが、われわれのような、鉄筋の建物等が非常に多くて、火災の危険の少ない会社におきましては、工場建物、あるいは機械等につきましても、火災保険を全部つけなくて、自家保険的な取り運びをいたしております。これは財団を組成いたしますと、必ず火災保険に付保せらるべきものは付保することを要請せられますが、これは一回限りではありませんが、毎年それだけ必要になると考へるのであります。これは、今の数字で、保険料だけが年額として約一億五千万円、初年度の費用一億七千万円を加えますと、三億二、三千万円というふうな計算になるわけでございます。実際上の経験を持つたない計算でございますが、必ずしも正確とは言えないと思つて、おおよそ財団の組成というものがいかに不経済なものであるかということの御推察はつかぬのではないかと存じております。もちろん、この費用といたしましては、かような出費、まあ税金につきましては若干考へ方があるかと思つて、か不生産的な出費、ロスということであり、国家的に申してもセーブできざる場合はセーブした方がいいといつたような、不生産的な部分も相当含んでおるやに考えられますので、費用といたしましては、できる限りかような出費はセーブいたしまして実効が上ること相なるならば非常に喜ばしいのではないかと、これを多年考へて

参つておるわけでございますが、おそらく私どもの会社だけでなく、産業界といたしまして、財団担保と並列して、企業担保のごときも何となく実現することを要望して参るといふことに対する一番関心の深い理由というものは、今のテスト費用の点ではないかと存じております。

それから第三に、これはほかの方から御発言があつたかと思つて、財団担保は、その担保の範囲が非常に限定せられておる。法律上いたしまして、個々の抵当法のある企業に限られておるのみならず、たとえば工場抵当法に例をとりましても、工場抵当法で列挙せられておる物件だけが工場財団組成の内容をなして、その他のものはその中に含まれない。例を申し上げますれば、おそらく土地、建物、構築物、機械設備といった、いわゆる有形固定資産に限定せられておるわけでございます。有形固定資産の集積、この内容をなしておる評価の合計額が、一応財団の担保の価額として、それが何がかかを担保価額というふうに取り扱われておるのが例じやないかと思つたわけでございますが、今申しましたような土地とか、建物とか、いわゆる有形固定資産の総合が会社の実質的な中心をなしておるわけじやございませんので、その他に先ほどお話のありました無形の資産、ことに有形のうちでも運転資産の機械その他の流動的なものが相当企業の資産としては大きな部分を占めておりますので、財団をかりに組成いたしましたも、その価額というものは、企業の全体の実体的な価値から見ますれば、非常に内輪なものにならぬのではないかと、これをまあ担保とし

ておるわけでございますが、おそらく私どもの会社だけでなく、産業界といたしまして、財団担保と並列して、企業担保のごときも何となく実現することを要望して参るといふことに対する一番関心の深い理由というものは、今のテスト費用の点ではないかと存じております。

て提供いたしますことになりま
すれば、たとえば金融を調達いたしま
すにつきましても、資金の用途から見
ても、あるいは商法上の制約からいっ
ても、この程度までは社債を發行して
もいい、また、ぜひ発行したいという
ことになりましても、担保の価額の不
足というために財団の金融が阻害せら
れてくるという場合も起り得るかと存
ずるわけでございます。

大体まあ以上の三点が財団担保の産
業の側から見ました大きな欠点、特に
ある程度以上の複雑な企業の側から見
ました欠点と申し得るわけございま
すが、一方今度の企業担保法の長所と
申しますのは、この点が直ちにその長
所になるといふふうに考えていいので
はないかと存じます。繰り返して申し
ますれば、企業担保を設定いたします
のは、きわめて簡素な手続でございま
して、極端に言いますれば、当事者の
意見が一致すればきょうにでも企業担
保権は設定できるというふうな非常に
簡素なことになっておるといふこと。

第二には、費用は、先ほど申しまし
たようなものの中で、登録税の一部を
除きましては、全然費用らしい費用も
要しないで組成ができるということが
第二、それから担保の範囲につきまし
ても、流動的な資産はもとより、無形
資産も含まれる意味において総財産と
いうことに相なりますので、担保価値
と申しますか、というものも広く大き
くなって参るので、事業上における産
業側としての便益が多い。かようなこ
とが長所に相なるかと存じます。もち
ろん、この財団抵当の不便、欠点につ
きましては、別段昨今始まったことで
はなくして、ずいぶん以前からも問題

に相なっておりますので、戦前におき
ましても、先ほどどなたからお話が
ございました一部の特殊法人につきま
してはゼネラル・モーゲージ、いわゆ
るゼネモと称する制度によって社債に
対してはその適用をするということが
行われておりまして、終戦後につきま
しては、多くのこれらの適用を受けて
おりました特殊法人は消滅いたしました
たわけでございますが、これも当時私
どもの記憶に残っております会社だけ
をあげましても、日本発送電、帝国礦
産、帝国石油、帝国燃料、東拓、日本
製鉄といったようなところがそういう
ゼネラル・モーゲージの適用を受け
て、支障なく社債の調達をいたして
参ったかと思ひます。終戦後に特殊法
人の多くが消滅いたしましたので、これ
も先ほどお話ございました日本発送
電の後身である九電力会社につきまし
ては、公益事業令という別の法令によ
りまして、ゼネラル・モーゲージの制
度だけは温存せられておる。また、日
本製鉄の後身であります第二会社につ
きましても、変則な形であるが別途の
法則によって今日までは温存されてお
るといふことになっておりますので、
決して企業担保法というものは奇想天
外な構想に基いて今日突如として現わ
れたというのではなくして、すでに二
十年内外以前からきわめて一部の企業
にはございまして、ゼネラル・モー
ゲージというその前身と考えていいよ
うな法制によって適用せられて、今日
まで何らの支障もなく、これを債権者
の側から申しても債務者の側から申し
ましても、非常に重宝な制度として運
營せられて参つておる、かような制度
が単にごく限られた一部の企業だけで

はなく、許されるならばある制約は必
要かと存じますけれども、広くこれを
漸次適用の範囲を広げていくというこ
とが財団担保の欠陥を補正するという
意味でも望ましいのではないかとこの
ことの要請がある。一方、ゼネラル・
モーゲージ制度はきわめて簡単な法制
でございまして、わずか一条文からし
かなつておりませんで、これらは現在
支障なく行われてはおりますが、法律
上の性格がどういふものであるかとい
うことのあいまいさに対して批判があ
る。ことに実行手続については全然法
律上の規定がないといったような欠陥
も一部から指摘いたされまして、これ
も何とか格好のついたものに発展解消
していくべきではないかといったような
批判もあり、要請もあるわけござい
ますので、この両面の要請が一丸と
なつて今日お手元に出しております企業
担保法という法案として生まれてきた
というふうな考えていいのではないかと
思ひます。

それでは、財団担保は複雑であるな
らば、これを何とか簡素化するような
方向で進めていくということとで実際上
の面に適合ができないかという御意見
も先ほどあつたようにございまして、
これももちろん私も私どもとしてはその方
向についても従来たびたび要請を続け
て参つたわけでございます。数年前に
経団連におきましても、担保制度改正
委員会というものがございまして、私
どもも関係いたしておりましたが、そこ
で現在の財団担保制度についての簡素
化についての要望意見も出しましたわけ
で、そこで、法務省の方でもいろいろ
御検討をいただいたわけで、若干の修
正はできましたわけでございますが、

私ども詳しいことは存じませんけれど
も、財団担保法というものの本質
的な性格からいって、これ以上簡素化
するということとはほとんど不可能であ
るといふふうなことに相なつて参つた
と伺つております。それで経団連とい
たしまして、これだけでは産業の方
の要請を満たすことができないので、
何とかゼネラル・モーゲージの制度を
拡充したような一般担保法といいま
すか、企業担保法というふうなものを
ひとつ計画していただきたいというこ
とを財団制度改正の要望と並行いたし
まして法務省の方へ申し出しまして、お
そらくは今回の法案の発端と申しま
すが、契機になつたのではないと思ひま
すが、その後法務省におきましても、い
ろいろ財界方面の意見もお聞きいた
しまして、いろんな努力を尽されまし
て、今日国会へ提案せられるというふう
な運びになりましたわけでございます。

以上申し上げましたように、産業界
といたしましては、どうしても財団担保
法と無担保との中間に今申したような
新しい企業担保法といったようなもの
がぜひほしいということは、昨今から
繰り返して申しますように、多年の
間をうたった要望を続けて参りまし
て、ようやく今日いろいろ御検討を願
いました結果、法案としてでき上り、
幸いに法制審議会の方も通過いたしま
して国会へ提案せられた、かような運
びに相なつたと承知いたしております
ので、ぜひ一つ、今申し上げましたよ
うな事情を十分御理解いただきまし
て、御協賛を経て、一日も早くこの法
案が実施に移されるということをお願い
してやまない次第でございます。

○委員長(青山正一君) どうもありが
とうございました。
○委員長(青山正一君) 参考人の方々
からの御意見はこれにて全部終了いた
しました。
質疑に入りたいと存じます。御質疑
の方はどうか御発言下さい。なお、政
府から平賀民事局長、香川第三課長が
お見えになっております。
○棚橋小虎君 参考人の方々からして
詳しいお話を聞きまして、いろいろ質
問したいと思ふ点もあるものであり
ますけれども、その点につきましては
大部分解明されたようで大へんにあり
がたく思ひました。
そこで、一つ水島さんと加藤さん
にお伺いしたいと思ふのであります
この担保権の実行のことであります
けれども、この一括競売あるいは一括
却、こういうような場合はこれは特別
でありますけれども、必ずしも適当な競
売があると、その企業に対して適当な
競売者がある、あるいはそれを買い受
けるものがあるというときはきま
りませんので、相当の多くの場合に
個別に適宜の方法によって処分する
というふうな方法がとられるのではない
か、こう思ふのであります。そうなり
ますと、せつかく有力な企業が解
体されるということになるのでありま
して、国民経済から見ましたらばこれ
は大きな損失だと考へるわけであり
ます。そこで、この抵当権の実行の方
法といたしましては、この企業を存続、
維持して、そうして抵当権者の利益
を確保するというような方法が考へら
れてもいいのではないかと存じます。

○棚橋小虎君 先ほど竹俣さんもおっしゃっていましたが、この企業担保の目的となつております財団といひますか、総財産というものは、非常に浮動なものであつて、これは担保権を設定した後にその財団から離脱した財産などに対しては追及ができないということになつては追及ができませんが、また実際、中には債権者を害する目的で、故意に債権者の知らぬ間に主要な財産をほかへ譲渡するという不誠実な債務者がなれないことは必ずしも保証ができないのでありますが、そういう点については、何らかの措置を講ずる必要があるのではないか、こういうふうに思いますが、その点いかがでございますか、水島さんにお伺いしたいと思います。

○参考人(水島広雄君) 御質問の趣旨ですが、企業を担保とするこの法律の建前から申しますと、おっしゃつた点も一応の理屈かと思ひますが、イギリスの、私はごく学問的にしか存じませんが、イギリスなんかの制度を昨年見てきましたところで、これはイギリス人に直接聞いた言葉なんです、実際に相手方に信用を与えておられて、そうしてその企業が順調に進んでおるといふ場合に、担保の目的物が会社から去つていく企業の場合は必ず商品の売買、工場の改築とか、あるいは機械の入れかえとか、これはもうしょっちゅう起ることなんです、この場合イギリス人のおもしろいことを言つておられますが、相手方を信用してそれだけの社債を引き受け、あるいは金を貸した場合に去つていく財産と同じものが、同じ価格のものが原則として入つてくる。物を売る、債権が入つてく

る。機械を取りかえると新しい機械が入つてくる。だから一べん信用を与えただけで去つていっても、その対価、これは英語ではコンシダレーションと申しますが、その対価が入つてくる以上、何ら債権者は差しつかえないじゃないか、だから物を売つて物が債権に変わる、その債権は確実に取れる、有形から無形の債権に変わつてくる、あるいはそういうふうに一べん信用を与えた以上は、それが実良心に従つてやつていけば何ら債権者は差しつかえないじゃないか。そこでこの企業担保の真髓というものは何にあるかといふと、やはり信用に返つてくるのでありまして、社債の担保にこれが使われるということも、やはり社債権者というものは一般大衆が原則であります、この場合必ずトラスティといつて信託会社が信託、いわゆる信任ですね。信託会社が入つておられますから、その信託会社が社債権者から信用されておるので、必ずこの社債の場合の担保にでもコンフィデンスといひますか、信任関係、トラストが必ず横たわつておるわけでありまして、そこでこの信任を受けて債権者——トラスティといふのは、善良なる管理者の注意を持つてしよつちゅう企業を監視して行くわけですから、この企業担保にいわゆるプロテクト・チャージといふものの真底には企業が通常の状態において、オーディナリ・コース——通常の状態において行われることを前提とするという判決がある、これが根本精神。だから、その通常の範囲において行われるという限り、会社も財産が去つていつてもその対価、同等……、経済人ですから通常は同等、それ以上

でないともうかりませんから、去つていった対価と同等もしくは同量価値以上のものを取得するのであるから、会社がオーディナリ・コースの場合には何ら心配ないじゃないか、こういう考え方がありまして、それに加えて社債の場合にはトラスティが原則として入つておられますから、受託者がその信任にこたえて常に会社の企業がオーディナリ・コースを踏みはずさないかどうかといふことをしよつちゅう監視しておるわけでありまして、でありますから、従つて御質問の趣旨は、あるいはイギリスにおいてはそういうふうなことで差しつかえないといひますが、日本においてもまあどなたか発言がありましたように、企業が高度にならなるとなかなかに受託もしにくい。受託をした以上は信託会社は善管義務でもつて、それ以上の注意をもつてしよつちゅう企業を監視するということになるかと思ひます。

○棚橋小虎君 これは主として加藤さんにお伺いしたいと思ひます。この企業担保法というものは、社債を發行しておるところの会社、そういう大企業がこの恩恵を受けることになるかと思ふので、中小企業はこの恩恵に均霑することができないような、實際上どうなつておると思ふのでありますが、これは初めからして中小企業というものは目標にしておらなかつたわけなんです。何か中小企業の方に推し広げるについては実際上実施上、困難があるといふところでやつておらないことになつておると思ひますか。その点をちよつと伺いたいと思ひます。

○参考人(加藤一郎君) ただいまの点は立案過程でも考えられた点だと思ふのでございしますが、実際問題として中小企業における要求と、それから大企業における要求とはかなり違ふ点もあるのじゃないか。中小企業の担保の道は、個人の考えでは、今の企業担保をそのまま持つていくことは相当無理があるもので、もし中小企業に押し及ぼそうとするならば、これを何らかの形で変形をして、もう少し財産の把握というものを強くするとか何か別の技術を使われないと無理な点もあるのじゃないか。で、まあこういう担保制度がどういふふうに行われるかといふことがわからない状態で、いきなり中小企業にこれを持つていくことは相当危険がある。まず大企業でこういうことをやつてみまして、その実施の経過によつてまた中小企業に適用するか、あるいは適用するとすればどういふふうに変形をするか、あるいはこれでなくて、別のもう少し形の変つた形で担保化の道を開くといふようなことを考えていかなければならない、まあ私個人としては考へておられます。この中小企業の担保といふことは、各国でも非常に問題になつておる非常にむずかしい問題だと思ふので、技術的に困難が伴いますので、今度の法案では相当早い段階から一応あきらめておるような形だつたと存じます。

○大川光三君 先ほど参考人各位からお立場お立場に立つてきわめて適切有益な御意見を伺ひまして、私どもの疑問といたしております点はある程度まで十分納得することができたのでございしますが、なお二、三疑問点をお伺ひたいと思ひます。

○参考人(水島広雄君) 私が企業担保と名づけたとおっしゃいましたので、もと法務省の案では、これは一般担保法という名前であつたかと思ひます。実際ゼネラル・モーターズという言葉が日本ではよく使われておりました。アメリカやイギリスではこの言葉は通用いたしません。アメリカにはどういふ学問の字引を見てもありませんし、イギリスではゼネラル・モーターズと言つてもこれは通じませんので、一般担保法といふ場合に、ゼネラル・モーターズといふ言葉が英米法の言葉で申しますと通用しませんし、プロテクト・チャージのこつちゅう、企業を担保とする場合には、アンダーテイキング、企業といふ言葉をそのままイギリス人は使つておられます。そこで企業を担保にした場合に、ゼネラル・コンディション・オブ・モーターズ、いわゆる財産がすべて担保になつた状態であるといふふうには、アンダーテイキングの担保、いわゆる企業担保をそういうふうな形容して行くわけでありまして、従つて、日本のだれかがこれは一般担保といふ方がい

最初に、水島さんにお伺いをいたしますが、水島さんは主として学問的な範囲に局限されましてのお説でございしました。そこで私も一番疑問に考へておりますことは、この法案が御承知の通りに、企業担保法だと名をつけられておる。ところが、第一条の内容を見ても、結局総財産を一体としての担保である。いわば株式会社総財産担保といふようにも考へられますので、一体、企業概念と、総財産を一体としてといふこととどう違ふのですか。これを一つ学問的にお教えを願ひたい。

○参考人(水島広雄君) 私が企業担保と名づけたとおっしゃいましたので、もと法務省の案では、これは一般担保法という名前であつたかと思ひます。実際ゼネラル・モーターズという言葉が日本ではよく使われておりました。アメリカやイギリスではこの言葉は通用いたしません。アメリカにはどういふ学問の字引を見てもありませんし、イギリスではゼネラル・モーターズと言つてもこれは通じませんので、一般担保法といふ場合に、ゼネラル・モーターズといふ言葉が英米法の言葉で申しますと通用しませんし、プロテクト・チャージのこつちゅう、企業を担保とする場合には、アンダーテイキング、企業といふ言葉をそのままイギリス人は使つておられます。そこで企業を担保にした場合に、ゼネラル・コンディション・オブ・モーターズ、いわゆる財産がすべて担保になつた状態であるといふふうには、アンダーテイキングの担保、いわゆる企業担保をそういうふうな形容して行くわけでありまして、従つて、日本のだれかがこれは一般担保といふ方がい

六年は皆かかっていると。日本だと、すぐもう執行だということになりかねないでしょうが、イギリスは、今度の大戦のときは大体十五、六年ぐらゐの会社のリオーガニゼーションと申しますか、あるいはリコンストラクションと申しますか、会社の更生に努めておられます。最も長い例では三十年ぐらゐかかって会社を更生させた例もございませう。今次の大戦が入つておるものですか、十五、六年が標準になつておられますが、向うの専門家の意見では、それは今次の第二次大戦のためにそんなに企業を大事にして長くしたのだが、平均はどれくらいかと言いましたら、平均は数年だろう、五、六年だろつというのを言つておりました。

○大川光三君 また水島さんにはあとで関連することがあるかも知れませんが、一応水島さんに対する質問を打ち切りまして、今度は加藤さんに伺いたいと思います。

先ほど御説明の中で、結局総財産を一体として把握するところ、担保価値が上回るのだ、こういうお説でございませう。そこで、たまたまのれんなどがいわゆる強制執行の対象になる積極財産というものが総財産に含まれておるといふことになりませう、いわゆるのれんなどはこれは入つてこないといふことになる。そうすると、のれんが一応入らないにもかかわらず、これを一体として把握して担保価値が上るのだというふうなあなたの御説明、ちよつとわかりにくかつたのですが、そこを再び御説明願えないでしょうか。

○参考人(加藤一郎君) こののれんというものが、法律的に言つてどういふ形であらうか、法律的問題だと思つた。この会社の総財産に対する強制執行といふようなことはあり得ることではございませうか、と云う問題です。

○大川光三君 それからこれは特に先生に伺うのですが、第二条の条文的解釈でございませう。「企業担保権者は、現に会社に属する総財産につき、他の債権者に先だつて、債権の弁済を受けることができる」といふ原則をまずきめてある。ところが、この第二項において「前項の規定は、会社の財産に対する強制執行又は担保権の実行として競売の場合には、適用しない」といふことですね。この点について、先ほどはいわゆる他の弱小債権者を害してはならぬから、一応これは除外例を置

くべきだといふ御説明であつたと伺いました。そこで、第二項の場合に、会社の財産に対する強制執行といふ、この会社の総財産に対する強制執行といふようなことはあり得ることではございませうか、と云う問題です。

○参考人(加藤一郎君) 強制執行は、これは個々の財産に対する強制執行でありまして、かりにそれが全部足して会社の総財産に対する強制執行といふ形になりませう、それはつまり個々の強制執行の和にすぎないのでありまして、やはりここには入らない。入らないと申しますか、その場合にも優先権を持たないわけでありませう。ですから、もしやりたいと思はば、そのときに企業担保権の方で別に企業担保権を実行するといふ手段をとればいいわけでありませう。

○大川光三君 そうしますと、第二項の「前項の規定は、会社の財産に対する強制執行」、これは企業担保権者以外の第三者がやる場合でしようね。

○参考人(加藤一郎君) そうでございませう。

○大川光三君 そういたしますと、結局企業担保権者といつたしましては、自分みずからが企業担保権を実行するといふ以外には優先権といふものは行使できないことになりませう。企業担保権者みずからが担保権を実行するといふときには、総財産に対する担保権を実行するといふときには、これは優先権がある。第三者が強制執行を個々の財産でやつたときあるいは全体に第三者が一齊に全財産に強制執行をしても企業担保権者は優先権がないのだ、こゝういう解釈になるのでしょうか。

○参考人(加藤一郎君) この実行の方は、私は実は専門外なのでよく存じないのですが、破産の場合には、これは総財産の総清算として優先権を持つことになるとは思つたかと思つたのですが、ちよつと専門外ではございませう。正確にはお答えできかねませう。

○大川光三君 これは加藤さん、あるいは水島さんに対するお尋ねになるかもしれませうが、まあこの社債償還期限の到来前にすなはち、起債会社が解散したといふような場合に、企業担保権の実行ができるかどうか。こゝういふ点がちよつと不明瞭でございませう。まあ特約があれば別でございませうけれども、その点を一応伺いたいと思ひます。

○参考人(水島島雄君) 普通信託証書には期限の利益の喪失の条項を入れておりました。破産、解散等各国とも入れておられるようでございませうから、日本でもおそろしく信託証書には期限の利益の喪失の条項を入れておられると思ひます。

○大川光三君 加藤さんにお伺ひいたしますが、たとえば会社が企業担保権を設定するといふ場合において、会社内部の意思決定といふものはどういふ方法でやるべきか。あるいは営業を譲渡する場合等には特にまあ取締役会の決議とか、あるいは株主総会の特別決議といふようなことが規定されているんですが、いやしくも会社の総財産が将来処分されるというふうな企業担保権の設定について、会社の意思決定はどういふ機関でやるべきかといふ問題でございませう。これも加藤さんまたは水島さんどちらからでもけっこうでございませうが、お教を願ひたいと思ひます。

○参考人(加藤一郎君) これは重要なことでありませうから、まあ株主総会の決議を要するといふような考え方もあると思ひますが、普通の借入金について今株主総会の決議を要するといふことではないわけではございませう。企業担保の場合に特にそれが必要だといふこともないと思ひますので、重要なことですから、取締役会にはかけるといふことになると思ひますが、株主総会の決議は要らないのじゃないかと思つておられます。

○大川光三君 次に竹俣さんにお尋ねをいたします。先ほど金融業者の立場から私どもにはよくわかる御説明をいただいたことを感謝いたします。

そこでただ一つ伺ひたいのでございませうが、こゝういふ企業担保権といふようなものが日本へ導入されて参ります結果、一般銀行が信用貸しをやる、あるいは割引手形をやるということに支障を来たさないかどうかという問題であります。申しかえませうと、企業担保法によつて総財産がすべて企業担保の目的になつてしまふ。そういういたしますと、従前金融業者として信用貸しをやつた、あるいは割引手形をやつたといふことが、たまたま総財産が企業担保の目的になつたといふことで、従前のような信用貸しとか、割引手形がやりにくいのではなからうかといふ疑問があるのですが、いかがでございませうか。

○参考人(竹俣高敏君) お答え申し上げます。将来のことではございませうが、必ずしも当るかどうかわかりませうが、私も実際の立場から考えませう

ると、金融は設備資金の借り入れに對しましては固定財産が見合いです。それから運転資金と申しますか、短期資金の借り入れに對しましては、むしろ流動資産が見合ひになっては、むしろの常識でございます。従いまして、御質問のように、設備長期資金のためにかりに総財産が一応担保になつたといふと、短期運転資金を貸します場合にそれが失われては、ということでは不安を感じるという事は、やはり若干干渉するといふ事は、弊害が出るのではないかと、いふふうに考へております。

○大川光三君 この新法案提案の一つの理由として、従前の財団担保を設定するに手数と費用が非常にかかるんだという事であります。しかも、金を出す銀行側から申しますと、金融業者から申しますと、かりに企業担保権というきわめて力の弱い担保権をとる場合には、特にあらためて重要財産にはいづゆる低当をとるとかという在来の特定担保をとるとかという事になるでしようね、いかがでしようか。いわば企業担保のほかに不動産なら不動産、あるいは工場財団に別な担保を請求、要求するという事になるでしようか。

○参考人(竹俣高敏君) 先ほどもちよつと触れましたが、実例といつたしまして、イギリスの場合にはほとんどがその併用をいたしております。大抵は土地をとつておられるのでございませう。それにあわせてプロテイング・チャージをつけておられるという事でございませう。日本の場合もそういう例が出てくるのではないかと思ひま

す。しかし、非常に高度な信用力のあつた場合、たとえて申しますと、イギリスにおいても、アメリカにおきまして、無担保社債というものがございませうので、それに匹敵するようなものにおいては、そういう併用がないという事もあり得るかと思ひます。

○大川光三君 最後は、山口さんにお伺ひいたしました。先ほどのいづゆる財団を組織するために非常な費用がかかるという事を特に数字を示されまして、その点はよくわかつたのであります。その点として、この総財産を一体として企業担保権を設定するといふ以外に、重要財産をその企業総財産から除外して置くことについての何か必要性はないでしようか。企業担保権は総財産を一体として担保権を設定いたします。また、いづゆる金を借りようといういづゆる側から申しますと、もう一切がつかい担保にとられるよりも、重要財産は自由に別にしておくという必要はないでしようか。もちろんこれは法律から見ますと、一たん設定しておれば自由にそれは浮かせるのでありますけれども、そこには何か一つの背信行為的なものがあると思ひますので、いづゆる重要財産を特に除外するといふことについての法律規定を設けておく必要はなからうかと、こゝろ思つておられますが、一つ産業人の立場から御意見を伺ひたい。

○参考人(山口貞一君) 御趣旨は一応もつともなわけですが、お答をするのに非常に困るわけなんです。もちろん産業の、企業の立場といつたしましては、今委員から御質問がありましたように、重要な財産は自由処分に残されておいて、その他の財産だけを総括し

て担保に入れて十分な金融が調達できるといふことであれば、もちろんさうなことも望ましいと思ひますが、日本の現状におきましては、遺憾ながらまだ企業が相当自己實力に對して多額の借入金、特に長期設備資金を必要とする段階にある限りは、やはりこれをどうするれば円滑に調達できるかといふことが先に立つて参りますわけで、理論上、氣持の上における希望は別として、今おつしたような形にもつていくといふことは非常に困難なものでないかといふふうに思つたのであります。お答になりませうかどうか……。

○大川光三君 私の質問もきわめて常識的なことなんです。なぜかように申しますかといふと、たとへば、十億の債務を持つておる、しかし、それに対して総財産が百億あるといつたしますね、そうすると、十億の債務不履行のために百億の総財産がいづゆる強制執行を受けねばならぬといふ場合も予想できると思つた。それについて、あるいは財産の一部競売をこれはやればいゝわけですが、原則としては総財産についてのみまず競売開始をやるわけですね。そうすると、そのある会社の機能といふものは全部とまつてしまわなければならぬといふ不都合がございませう。何かそれに対する救済の道を考えておかなければいかぬのではないかといふ点でこの点を伺つたのであります。山口さんのほかに、他の諸先生でも伺つておられますが、この点についての御見解を伺ひたいのです。

○参考人(山口貞一君) 理論としては今のようなことはあり得ると思ひますが、これは実際問題といつたしますれば、かりに百億の総財産がある場合に十億、わずかに一部の債権のために強引に強制執行をするといふことは常識から言つても、また、良識ある金融機関の側から言つてもさういふことは事実問題としては起り得ないのぢやないか。自然、理論としては今のようないふことは考えられるかと思ひますけれども、実際問題としては私どももさうなことにあまり大きな不安をこの法案について持つ必要はないのぢやないかと一応考えます。

○委員長(青山正一君) ほかに御発言もないようでございますから、これにて終了することにいたしましたと思ひます。

参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げたいと思ひます。本日は長時間にわたつて、貴重な御意見など詳細にお聞かせいただきましてまことにありがとうございました。当委員会の審査のため、きわめて有益な御意見を伺ひましたことを厚く御礼申し上げます。

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、名古屋刑務所移転に関する請願(第八九七号)
第八九七号 昭和三十三年二月二十一日受理
名古屋刑務所移転に関する請願
請願者 名古屋市議會議長 近藤良吉外一名
紹介議員 草葉 隆圓君 大谷 賢雄君 青柳 秀雄君

名古屋刑務所の所在地千種町は本市の中心地栄町から二キロ半の位置に於て名古屋市の発展につぐ発展により現在は市街地の中心部となつて居るが、同所を現位置に存置することは、当本市の都市計画の遂行に支障をきたすとともに、施設の特異性にかんがみ、都市美観並びに生活環境上まことに不都合であるから、本市諸般の状況を考へ合せて早急に移転の措置を講ぜられたとの請願。